

## 吉 積 久 年

### 宝暦期、徳山藩三祭市と芝居興行

過日、「徳山遠石の祭市と芝居興行——近世中期、地方小都市の社会——」<sup>①</sup>と題し、十八世紀前半期の徳山藩三万石のお膝元、遠石の八幡宮<sup>②</sup>の祭市で催された芝居興行の実況を売札数（観客動員数）や札銭上り高（興行収入）等々を明らかにすることで跡づけた。

遠石八幡宮の祭日は八月十五日、芝居興行はその前夜から始まり月末までうたれた。大小二つの芝居小屋が設けられ、祭市第一の呼び物であった。小屋は仮設であり、雨天では興行がむつかしかった。

宝暦二年（一七五二）、それまで期間延長（延市）が実質的に認められる中、九月七日までの延市措置がとられることになる。そして、同年、領内新たに二つの祭市開催を認める方針決定がなされる。徳山城下の権現祭市（九月九〜十五日）と富田古市（現新南陽市）祭市（三月朔〜十五日）である。「所々取続にも相成可し」として、大芝居一軒・旅茶屋一軒の設置が認可され、「他所買人入り」の勝手となった（『御蔵本日記』宝暦二年八月十日の条）。

そこで、本論では、この三祭市の命運を芝居興行を中心に据えて辿り、時代状況の一端を明らかにしようと思うものである。依拠する史料は、全て当館架蔵の徳山毛利家文庫（徳山藩々政史料）である。その中でも、とりわけ「御蔵本日記」を頼りとする。そのため当史料に拠る限りは一々断わらないこととする。

富田古市の祭市

祭市御免、芝居興行喧伝の立札が富田新町に建ったのは宝暦二年十一月十七日で、開市に先立つこと凡そ三ヶ月半前のことであつた。新町に建ったのは、往還つまり山陽道に面するからで、古市は往還から少し海よりに引込んでいた。同年十二月二十二日、芝居札錢三二文の願いに對し二八文の裁定があつた。

芝居札數、興行日數と回数、札錢上り高の実況は表1-1に示す通りである。

同六年十一月九日に「古市芝居所之為ニも不相成由ニ付後年被指止候」として、六年まで、つまり僅々四年で潰えてしまつたのである。なお、表に宝暦六年分を示さないのは、「御蔵本日記」同年三月分が遺存しないためである。

富田古市は、このころ戸數一〇二軒（うち町家七七軒、裏家二五軒）、人口四三二人で、遠石町を少し上回る。だが、隣接の新町（一二六軒、五一五人）、さらにその西隣りの平野町（八八軒、三七四人）の以上町方と、それに地方四九二軒、三三四二人の存在を忘れるわけにはゆかない。<sup>⑤</sup> 新町は、遠石と同じく宿駅の一つでもあり、従来、古市・新町には市が立つていた。この頃、古市では十二月二十八日、新町では五月五日・七月十三日・十二月二十四日に市が立つていた。<sup>④</sup>

古市の沖に浮かぶ西小島の弁才天の祭礼（三月朔く七日）にことよせて設定された祭市であつたが、弁才天の来歴は「徳山河村幸助抱開作築立の節建、彼者鎮守ニて御座候」といい、当祭礼にどれ程の集客力があつたものか？

遠石に比肩すべくもない結果であつたことは歴然である。遠石の大芝居（表6-1、一四頁）と比べてみる。興行一回当りの売札數が決して遠石を上回ることがなく、全ての面でジリ貧のさまを露わにしている。徳山権現祭市（表

表1-1 富田古市の祭市芝居興行の実況

年 号	売札數	日數 (回数)	売札數		札錢上り高	札錢
			回数	最高最低		
宝暦3年	4,324 <sup>k</sup>	10 <sup>日</sup> (13 <sup>回</sup> )	332.6	530 <sup>k</sup> 52	1,557.85 <sup>文</sup>	28 <sup>x</sup>
宝暦4年	3,540	8 (10)	354.0	613 67	1,248.33	26
宝暦5年	2,509	13 (14)	179.2	346 38	788.5	22

表1-2 富田古市祭市諸商い高と芝居札錢上り高

年 号	諸商い高 (文)	芝居札錢上り高 諸商い高 × 100	
		札錢上り高	諸商い高
宝暦3年	5,724.85	27.2	
宝暦4年	3,248.83	38.4	
宝暦5年	2,483.5	31.7	

3-1、九頁）にも遠く及んでいない。札錢値下げの策も全く逆効果であつた。芝居興行だけの現象でないことは、表1-2の祭市諸商い高を見れば一目瞭然である。芝居札錢上り高と諸商い高とを比較すると、芝居興行の比重が高まつたこと、すなわち市そのものが振わなかつたことが判明する。

以上、総括を先行させたところで、年を追つて子細に窺つてみることにする。

三年は、役者の到着が三月三日まで遅れるという鼻から躰く仕儀となつて、先行きを占う結果ともなつてしまつた。三日夜の顔見せでは四一六枚の売札、翌四日夜にこの年最高の五三〇枚を記録、昼間興行が計三日間で三七五枚、夜間興行が計一日間で三九九枚。悪天候で流れたのは五・六・十四日の三日間にとどまつたが、天気悪く不景氣と言いたて二十二日まで七日間の延市申請が出された。しかし、十五日それは却下された。この申請の理由は、全くの思惑外れにあつたろうし、悪天を言訳の材料に選ばねばならなかつたという苦しさは余程の見込み違いであつたと断言してもよからう。

九月朔日、芝居請人を広く求め、同十五日に目代所で入札を実施する旨の立札が設置された。その十五日、花田屋勝左衛門が銀五三四匁五分一厘で落札した。遠石の場合、両芝居で宝暦三年七五六匁六分六厘、同四年二八一匁六分九厘九毛が落札額であり、違いの大きさに気づかされる。初年の不況をまぎと体験しながら、いま

だ相当の集客が期待されたものらしい。十月十七日には、来年二月が閏月をもつことから、市の開始を閏二月二十日にしたいとの地元の願いを認めぬ裁断が下されているのだが、この願いにも期待のほどの一端が覗かれる。そして四年、閏二月二十九日及び三月朔日、つぎのような心得書が示された。

「 覚

一 小嶋辨才天為祭市富田古市芝居等兼而御沙汰之通三月朔日より同十五日迄被差免候事

一 芝居札銭定書別昏之通候事

一 芝居出入定別紙之通ニ候間殊外一切猥之儀無之様手堅可被申付候事

附り町役人たり共定書之外札無シニ出入堅停止之事

一 手子筋之者勤方入念権柄ケ間敷事無之様ニ手堅沙汰可有之事

一 芝居棧敷売買一切停止ニ候間遠石芝居之通手堅可被申付候事

一 源兵衛つき福引之儀は不被差免候事

右之通被仰付候以上

閏二月廿九日

札銭定

芝居

貳拾六文

戌三月朔日

芝居出入定

一 御目附下役人共二

一 町奉行下役人共二

右之外札不持して出入有之間敷者也

戌三月朔日「〔御書出控〕」

この年もまたまた役者が遅参、朔日晚の着船となった。その上、興行日が三・六・七・九・十・十一・十四・十五の八日間に限られ、僅か一〇回の興行にとどまった。最高の観客は、三月四日夜の六一三枚。一回当りの売札数は前年を上回っているものの、何としても回数が少な過ぎ、数も上り高も下回る結果となった。これは掛け値なしの雨天続きによるものであった。無論、延市申請の動きがあったのだが、十一日却下、更に十四日も却下されている。前年比、芝居札銭上り高で八〇%、諸商い高に至っては五七%に急落している。

ところで、悪天が一因したとはいえ、この当て外れは一年目で大分予見されていたことがわかる。この年、朔る正月のつぎの一文はそれをよく言い当てている。

「 覚

富田於古市芝居興行之儀所之便ニも可相成趣ヲ以毎歳被差免通御沙汰相成候処芝居<sup>抱</sup>り候者計得徳用其外之者勝手之筋も無之却而迷惑之筋ニ相成候様ニ相聞候

此段所之者へ相尋候趣早々可被申出候

戌正月十四日「〔御書出控〕」

芝居関係者ばかりが徳をしているといい、祭市の呼び物だけ勢いがあって市そのものの活性化に繋がらぬという懸

念が顕現している。この懸念払拭のためにどれ程のことがなされたものか、管見の限り甚だ心許なく、結果が全てを物語ってしまったている。

九月十六日、来春の芝居立銀の入札が行われた。古市の舁屋七兵衛が、八〇文銭で二五六匁五分（当時の銭相場は銀一匁一七四文）で落札。前年の実に半値である。

宝暦五年、二月十三日上方歌舞伎招致が不調に終わったため、防府官市（松崎天神の門前町、現防府市）の分徳奎之允大操り一座への変更が強いられた。二十九日一座参着、先ず小島弁才天に対し庄寺八幡宮（現山崎八幡宮）において五穀豊穡を祈る翁を執行、翌三月朔日顔見世を果たした。興行がうたれなかったのは二・六日の両日のみだったが、九日夜の三四六枚が最高で、一回当りの平均が過去二年と比べ半減という低調な結果になってしまった。札銭上り高は前年の六三%、前々年比五一%という先行きの見えぬものとなった。先行する遠石祭市の芝居興行の実績では、当時操り人形では集客が悪く、とりわけ大芝居では歌舞伎が強く求められていたし、かつ地芝居より上方芝居の方が大いに受けた。分徳一座の実績が遠石では既にあつた。九年前の延享三年（一七四六）大芝居の舞台をつとめているが、二二回の興行で三〇〇〇枚にも届かぬ売札で、小芝居の凡そ一万枚にすっかりお株を奪われていた。⑥ 当一座の実態は、今のところ詳らかではないが、日本三大大天神とうたわれる松崎天満宮の門前町という土地柄を考えると、常設に近い小屋を構えていた可能性もある。「大」と憚りなく冠せられていることからすると、地芝居の中ではそれ相應の地歩を得ていたものと思われ、かなり伝統をもった操り一座であつたらしい。⑦

そうした中、この年は諸商い銀高二貫四八三匁五分の内訳が三月十七日の条に明かされている（表2）。旅茶屋と芝居を除いたものが、所謂商売高となろうが、それは僅か五九五匁にとどまっている。商人の名も七名にし過ぎない。

こういう内訳の明記は全く前後例のないことで先行き不安の心理が書かせたと考えて的外れではあるまい。

六年、二月二十日に役者付けが藩庁に提出された。座本松屋梅松、太夫佐川竹五郎というもので、これは豊前中津芝居<sup>⑧</sup>である。二年続きの地芝居、開市の十日前に役者付けが出されたというのは、危機的状況を隠せないでいる。さらに一座は二月二十九日晚に陸揚げを果たしたものの、何と病人を一人も抱えて勢揃いせぬという不運が重なった。先述のとおり三月分の日記が遺存せぬため実況掴めないが、以上のことから十分想像も及びつこうというもの。

頭記のとおり、この宝暦六年十一月、続行は土地のためにならずとして終止符が打たれたのである。

表2 宝暦5年富田古市祭市諸商い高の内訳 (単位：匁)

種別	商い高
旅茶屋	1,100.0
野坂屋源左衛門	130.0
吉賀屋兵左衛門	20.0
饅頭屋徳兵衛	50.0
饅頭屋惣左衛門	20.0
富田屋源右衛門	130.0
菊屋嘉兵衛	120.0
舂屋古兵衛	125.0
芝居2,509枚	788.5
計	2,483.5

徳山本宮権現の祭市

徳山の海浜松林中に東から新宮権現（東川の河口左岸）・那智権現（橋本町）・本宮権現（江田町）の三権現が当時祀られていた。『防長寺社由来』（寛延三年書上げ）によれば、新宮・那智の両権現については由緒不明といい、本宮権現は守護大名大内義弘（一三五六一九九）の再興にかかると記す。今はその名を熊野神社に改めているが、当時本宮権現の祭日は九月九日であつた。

遠石祭市が九月七日までだから、八日の一日を置いたばかりで権現祭市が開くわけで、八月十四日から九月十八日

までの一ヶ月余にわたり祭市が展開されたことになる。両社の隔たりは僅か一里にも届かない。因みに、本宮権現と西の富田古市の距離も一里ほどである。

『防長地下上申』(寛延三年書上げ)による徳山の戸数一四四〇軒(地方八三五軒、町方六〇五軒)、人口四九五〇人(地方二五〇九人、町方二四四一人)である。が、城下であることから土分の存在を忘れてはならないだろう。⑨

宝曆二年八月十八日、芝居興行のほか神楽などの催しも認められた。さらに二十日、舞台設営用材として西松原で二本、徳山村大河内辺で八本、計一〇本の松伐採が認められた。同日芝居立銀の入札が行われ、銀二二一匁六分で西町の与治兵衛・源七・長兵衛・又七・政七の五人が落札した。富田古市よりかなり低い額である。翌二十一日、遠石大芝居を招くこととなって、札銭も同じ三〇文と定められた。だが、二十七日一座側が「不埒」をいうとして不調となり、急遽宮市の分徳操り芝居に変更され、札銭も二六文に改められた。立銀の相当の低さからして、出演料を巡って確執があったものと推される。

興行日数は八日の前夜祭も含め、十六日のみを除く一〇日間、回数は夜一〇回・昼六回の計一六回。最高の売札数を記録したのは、祭日の九日夜で一〇二五枚。夜の延べ売札数五〇〇八枚(一回平均五〇〇・八枚)、昼同じく五四五枚(一回平均九〇・八枚)。最低は最終日十八日の夜で二二枚。昼夜を通した一回当りの札数は三四七・一枚、これは遠石大芝居の実績をやや下回るものであり、同一座延享三年の実績が一回当り一三四・四枚であったのと比較してはかなり高い。

諸商い高五貫三三二匁、翌春開市の富田古市より下回り(表1-2参照)、同年遠石の四三貫余に比しては甚だ低い。芝居上り高一貫九四四匁余で諸商い高に占める割合が三六・五%にも達し(表3-2)、芝居興行の比重が富田古

表3-1 徳山権現祭市芝居興行の実況

年号	売札数	日数 (回数)	売札数		札銭上り高	札銭
			最高	最低		
宝曆2年	5,553	10 <sup>日</sup> (16 <sup>回</sup> )	347.1	1,025 <sup>枚</sup> 21	1,944.22 <sup>匁</sup>	30→26
宝曆3年	6,459	7 (8)	807.4	1,110 450	2,015.61	22
宝曆4年	5,989	11 (11)	544.5	1,052 211	1,791.21	22
宝曆5年	4,371	9 (9)	485.7	691 211	1,542.0	24
宝曆6年	5,250	12 (12)	437.5	735 101	2,003.91	26

市よりさらに高いことが判る。

三年五月朔日、つぎの心得書が示されている。

「 覚

- 一 権現祭市九月九日より同十八日迄十日之間免之
- 一 芝居場所之儀権現馬場筋森之脇より可仕候事
- 一 諸商人之儀油屋丁野上丁江田丁右之所ニ他売人等迄も差置可申候事
- 但小見世物旅茶屋之儀は裏向ニ指置可申候旅茶屋之儀は往来筋より一切見へ不申様可仕候事
- 一 源兵衛つき福引之儀は不被差免候事

酉五月朔日

芝居小屋の設置場所が指示され、諸商人の入込みを往還、つまり山陽道に面した油屋・野上・江田の三丁にも認めたことなどが承知される。

同月十九日、芝居請方を来月十日まで入札形式で広く求めること、その札は本町の目代所まで差出すこと、また祭市開催の立札を設けることが認められた。だがしかし、入札者はなかった。六月十八日、野上丁の富田屋茂右衛門が請本に指名されて、一応の格好はつけたものの、本宮に最も近い江田・野上両丁から祭市期間を一五日間に延ばして欲しいとの願書が出されたこと一七月四日に却下ーなど先行き不

表3-2 徳山権現祭市諸商い高と芝居札銭上り高

年号	諸商い高 (匁)	札銭上り高 (匁) × 100
宝曆2年	5,332.0	36.5
宝曆4年	4,763.71	37.6
宝曆5年	3,809.5	40.5
宝曆6年	4,834.2	41.5

\*宝曆3年の記載なし

安のはびこっていたことが容易に感取される。また、旅茶屋は町並みには設けられないことになっていたが、「表に仮屋等」を置き「表向江見え申さざるよう」配慮すればよしと改められてもいる(七月二十八日)。

「操芝居日本第一」とはやされる一座の招致は、安芸厳島において決定した(七月二十日の条)。だが、着船が九月十一日夜に遅延してしまい、十二日夜からの興行となった。この間の穴を「小見世芝居狂言」が埋めたようで、祭市初日九日の売札銭が昼夜で五貫三〇〇文あったというし、以後十八日の最終日までの総額は二貫二八文(銀に直して一四九匁)を数えたが、木戸銭は不明だし、如何なる見世物であったかも知らない。また、十二日からは「羊之見世物」(木戸銭三文)が加わり、その売上げは計一貫二三五文(札数にして四一三枚ほど、銀に直して一七匁余り、十六日の二三〇文が最高記録)である。この二つの見世物は、穴埋めの役も果たしたであろうが、祭市を必至と盛り上げる具として招かれたものである。銀勘算で両計一六六匁余、先行する遠石での実績(二〇四匁五八匁)に比べるとずっと低い、芝居売札銀二貫一五匁一分六厘に対する比率では八・二%ほどあり、遠石(対大芝居比で六・一〜一四・九%)に負けるものではない。

十二日から十七日までの毎夜と十八日の昼夜、計八回の興行で一回平均八〇七枚と当祭市芝居では最高を記録した。しかし、この人形芝居の請本富田屋茂右衛門と小沢丁の助右衛門・寺町の五兵衛が、札銭二文を巡り、「芝居方江不行届、爰元罷越候て兎や角と申、御役所を妨候」との科で九月二十日「遠慮」をいいわたされ、十月五日赦免の代りに過料が富田屋に鳥目一貫文、他二人に各同五〇〇文あて課せられている。前年の不振を背景に札銭が低く設定されたため、遠石並み二六文と承知してやって来た役者中との間に齟齬をきたし、請本が差額を補填するとの提案も外聞が悪いと役者側は譲らなかつた。それで調整不十分として請本側に全責任が課されてしまった(「江府書簡録」)。

四・五両年の座本は操り芝居の吉川重(十)太夫であつた。<sup>⑩</sup>五年については厳島で招致の約束が交わされたことがはつきりしている(七月八日の条)。が、三年(座本不明)との間に落差が顕著である。その一因は、四・五年とも一座に病人が出、役者が揃い辛かつたことである。しかも、五年は延着して初興行は九月十日であつた。

四年以降に見られる変化として昼興行が全くなつたことがある。富田古市の場合も昼興行が、三年三回、四年二回、五年一回と明らかに減少を辿っている。後述する遠石芝居も例外ではなく、夜興行の定着が歴然である。

四年九月十三日、ときの藩主毛利広豊の次男求馬がお忍び見物を行っている。その狂言は「忠臣蔵」であつた。求馬は、四年後の宝暦八年父を襲い六代藩主(毛利広寛)となつている。

そして、五年、祭市が始まつていまだ四日目の九月十一日の記事に「未不競氣」と見えるのである。前年比が諸商い高で八〇%、芝居札銭上り高で八六%(札数で七三%)と落込んでいる。

翌六年五月二十七日、近年世上殊の外不況で芝居の入りが悪く請本に損失が強いられている<sup>⑪</sup>として、五日間の延市と遠石大芝居並みの札銭(五年の実績が三〇文)の要求に対し、日延べ不可、札銭二六文と裁断された。

この年の来演は歌舞伎であつた。延着の事実はない。総売札数は四・五両年を上回つたものの、一回当りにすると下回っている。一方で軽業追入の見世物が当たつたらしく、二十日、それまで八文の札銭のところ「殊ノ外当たり」として一遽に一四文への値上げ申請が出された。これに対し一〇文への値上げが認められている。その札銭総高は銀三九五匁二分九厘、芝居札銭高の対比が約二割にも達し大当たりであつたことが承知される。

「本宮権現芝居九月被差留、例年三月中十五日之間芝居興行被仰付候間、物限之儀は勝手次第可願出候、尤神幸之儀如例年九月相整候事」(※読点は筆者付す、以下同じ)

これは、十一月九日の記事に見える触である。祭礼はそのままに、芝居興行を三月に移すという方針転換。この理由を明示する史料を見つけ得ないが、富田古市の中止決定が全く同日であることは甚だ暗示的である。

閏十一月七日、芝居興行の日取りが三月朔く十五日と定められ、十二月十一日、請人希望者の入札期限が正月十五日までとされた。だが、しかし、入札者は出なかつた。翌七年二月十二日、芝居の舞台木の売却が決定され、三月七日、銀一三〇目八分七厘で落札、払下げられたのであった。「江府書簡録」八年二月十七日付け江戸宛書簡には、「権現芝居三月朔日より同十五日迄被差免候處当年も受手無之由」としたためられている。翌年に同種の記述はない。

### 遠石祭市

十七世紀に淵源をもち、徳山領内随一の伝統を誇った遠石祭市と芝居興行については、頭記の拙稿「徳山遠石の祭市と芝居興行」で多分に語つたつもりであるが、宝暦三年までを見渡したにとどまつている。富田古市及び徳山権現との相関を見、比較する意味で本章では宝暦期の実況見分を行うものである。

宝永く享保期に芝居興行の高揚が形成されたように窺われ、延享期に底打ちが見られ、その後回復の気配が認められた中で、宝暦期にどのように展開したのか？テコ入れのあつた宝暦二年以降を見てみることにする。

大小芝居の総売札数、札銭上り高、そして諸商い高を通覧したのが表4である。宝暦八年は、日々の売札数をはじめめとして殆んど統計数字が記載されていない。また、六・十一・十二年で若干の不備が認められるし、七年の極端な落込みは八月十四日江戸でときの藩主毛利広豊の長男広矩が死去（享年二十五歳）し、その報が同二十四日にもたらされるや遅くとも翌日から芝居興行が中止される（祭市は続行）という事態が発生したことによる。

表4 遠石祭市両芝居興行の実況と諸商い高

年号	総売札数	総札銭上り高A	諸商い高B	A/B × 100
宝暦2	12,940 <sup>a</sup>	4,969.16 <sup>a</sup>	43,313.16 <sup>a</sup>	11.5
宝暦3	14,537	3,725.35	36,867.26	10.1
宝暦4	10,952	3,740.863	37,608.863	9.9
宝暦5	9,371	3,565.08	21,865.08	16.3
宝暦6	(10,209)	4,012.86	22,657.86	17.7
宝暦7	2,685	1,289.35	22,058.15	5.8
宝暦8	?	4,282.352	35,514.352	12.1
宝暦9	11,492	4,781.88	31,711.88	15.1
宝暦10	11,184	4,939.44	44,904.44	11.0
宝暦11	(13,334)	4,596.796	48,720.0	9.4
宝暦12	(14,155)	(5,030.81)	?	—
宝暦13	14,403	6,427.741	33,682.741	19.1

注1) 宝暦6・11年は日記の欠失及び不記により札数の実況が不明である。そのため、札銭上り高を札銭で割った数字を参考として記入している。また、宝暦12年は、不記・不明の日が2日間ある。

注2) 諸商い高には総札銭上り高も含む。

先ず、売札数。宝暦より一つ前の寛延期三年間の平均が一万七〇〇〇枚ほどだから、これを上回る年は一年たりとも認められない。底打ちの延享三年九九三枚よりは上回っているが、札銭上り高について、延享三年及び寛延期のデータがないが、延享元・二・四年の平均は四貫二〇〇目ほどであり、前半低迷、後半上向きということになる。これを大・小芝居に分けて見通したのが表5である。宝暦二年を基準とした場合、大芝居の不振低迷、小芝居健闘の図が浮かび上つて来る。だが、溯る元文三年（一七三八）から宝暦元年（一七五一）までデータの残る七分分と比較すると、また異なつた図が見えて来る。大・小芝居各札銭上り高の平均は、三貫五五四匁余と一貫二三三匁余である。これに対し、宝暦七年を除く同二〜十三年の平均は、大芝居で三貫六四一匁余、小芝居九三七匁余である。結局、宝暦十二年の逆転という例外中の例外があるためにやや錯覚させられるのであり、小芝居の沈滞と読まれるべきである。表6-1・2が両芝居の実況をより詳細に見たものである。興行一回当りの売札数は、大芝居では

表5 遠石両芝居札銭上り高の変遷 (単位: 匁)

年号	大芝居 A (指数)	小芝居 B (指数)	計 (指数)	B/A × 100
宝暦2	4,519.86 (100)	449.3 (100)	4,969.16 (100)	10
宝暦3	2,806.19 (62)	919.16 (205)	3,725.35 (75)	33
宝暦4	3,487.161 (77)	253.702 (56)	3,740.863 (75)	7
宝暦5	2,913.08 (64)	652.0 (145)	3,565.08 (72)	22
宝暦6	3,116.11 (69)	896.75 (200)	4,012.86 (81)	29
宝暦7	1,022.35 (23)	267.0 (59)	1,289.35 (26)	26
宝暦8	?	?	4,282.352 (86)	—
宝暦9	4,155.76 (92)	626.12 (139)	4,781.88 (96)	15
宝暦10	4,489.21 (99)	450.23 (100)	4,939.44 (99)	10
宝暦11	2,943.281 (65)	1,653.515 (368)	4,596.796 (93)	56
宝暦12	(2,138.71) (47)	(2,892.1) (644)	(5,030.81) (101)	135
宝暦13	5,845.161 (129)	582.58 (130)	6,427.741 (129)	10

注) 宝暦12年については表4の注を参照のこと。

表6-1 遠石祭市芝居興行の実況(大芝居)

年号	売札数	日数 (回数)	売札数 回数	札銭	
				昼(回数)	夜(回数)
宝暦2	10,999	16 <sup>日</sup> (23 <sup>回</sup> )	478.2	1,003 <sup>枚</sup> 63	9,837 <sup>枚</sup> (15) <sup>文</sup> 30
宝暦3	7,771	18 (20)	388.6	1,111 95	7,670 (18)
宝暦4	9,517	18 (21)	453.2	998 68	9,125 (18)
宝暦5	6,600	18 (20)	330.0	935 45	6,494 (18)
宝暦6	(6,622)	?	?	?	?
宝暦7	1,741	6 (8)	217.6	589 19	1,672 (6)
宝暦9	8,831	19 (19)	464.8	868 70	*8,588 (18)
宝暦10	8,588	18 (18)	477.1	933 248	8,588 (18)
宝暦11	(6,279)	?	?	?	?
宝暦12	(4,420)	15 (15)	(315.7)	(531) (198)	0 (0)
宝暦13	12,013	19 (19)	632.3	1,067 200	12,013 (19)

注1) 宝暦8年の札銭40文。  
注2) 宝暦9年は日算と合計に齟齬がある。  
注3) 宝暦12年8月16日は興行実績の記載が洩れている。

表6-2 遠石祭市芝居興行の実況(小芝居)

年号	売札数	日数 (回数)	売札数 回数	札銭	
				昼(回数)	夜(回数)
宝暦2	1,941	16 <sup>日</sup> (26 <sup>回</sup> )	74.7	160 24	979 <sup>枚</sup> (11) <sup>文</sup> 16
宝暦3	6,766	18 (28)	241.6	701 2	2,672 (11)
宝暦4	1,435	15 (20)	71.8	297 23	830 (9)
宝暦5	2,771	12 (18)	153.9	481 40	663 (6)
宝暦6	(3,587)	?	?	?	?
宝暦7	944	8 (10)	94.4	360 29	144 (3)
宝暦9	2,661	19 (28)	95.0	562 30	*1,149 (14)
宝暦10	2,596	18 (29)	89.5	439 12	2,163 (17)
宝暦11	(7,055)	?	?	?	?
宝暦12	*(9,735)	17 (29)	(360.6)	(610) (80)	(3,172) (14)
宝暦13	2,390	17 (27)	88.5	356 15	1,030 (12)

注1) 宝暦8年の札銭20文。  
注2) 宝暦9年は日算と合計に齟齬がある。  
注3) 宝暦12年8月16日は興行実績の記載が洩れている。

表7 遠石祭市商い高の推移

年号	商い高(匁)	米勘算(石)
宝暦2	38,344	536.8
宝暦3	32,985	537.7
宝暦4	33,868	636.7
宝暦5	18,300	270.8
宝暦6	18,645	180.9
宝暦7	14,091	211.4
宝暦8	31,232	499.7
宝暦9	26,930	377.0
宝暦10	39,965	639.4
宝暦11	48,720	803.9
宝暦13	27,255	324.3
平均	30,032	456.2
(宝暦7年を除く平均)	(31,626)	(480.7)

当該期より前の元文寛延期と比較して劣勢にはないが、小芝居では多少の落差が大き過ぎて見通しにくくしているものの一〇〇枚を下回る年が多く、元文寛延期に一〇〇枚を下回る年が全くないことを承知すれば低調不振が確認される。両芝居上り銭の比について、享保六年から宝暦元年まで判明する九年分では大芝居一〇〇に対し小芝居一八く六一であり、小芝居の劣勢と見える。

札銭上り高の諸商い高に占める割合を窺うと、一三%前後の平均になるが、溯る元文三年から宝暦元年まで、データのとり得る七年分の平均が一六%前後であり、芝居興行の存在が多少弱まったかと映る。だが、芝居興行の高揚期と推される宝永享保前期ごろは一〇%にも届いていない。

諸商い高そのものについて、寛保二年から延享四年までデータののこる五年分の平均が三〇貫五一二匁ほどだから五く七年の落込みが顕著であるものの、これ以外は上回っていることになる。芝居札銭上り高を切離した純な商い高の動きを見たのが表7である。なお、米勘算として頼る米価は、前年暮の高騰(一石当りに直し銀約一〇三匁)が際立ち、凶作に襲われたと判断される。ちなみに、延享元年暮の同じ売付米値段は銀一〇〇目当り九斗九升(一石当り約一〇一匁)である。

延享元年二月はじめの領内飢人数は四四八七人、別に徳山町で三九一人、同三年三月はじめ領内一九か村の飢人数は一六五九人である。⑩



して、宝暦六年二月二十一日、江戸へ注進の領内飢人数は八九五〇人にも上っている。しかも、溯る三年二月二十五日、家中に対し向う三か年の重き儉約仕組が申渡されていたことでもあり、延享時には藩自らが救済の手を指延ばし得ていたけれども、六年から七年三月まで一年有余にわたり藩は全く手出し出来ず、分限者の義捐に頼らざるを得なかったのである。六年歳末の極貧者八八四人（福川町三八九人、富海町二三九人、久保市・岡市一一九人、富田新町七五人、下松町六二人）へ麦一升宛を施すのが精一杯であった。かくて凶作不況の風が宝暦六年前後に吹き荒れたことがわかり、祭市の定着には時間不足であった富田古市及び徳山本宮権現の両祭市は、これに抗うことができなかつたといえる。

こういう話もある。宝暦三年四月、遠石の地で新たに布市が開始されることになり、同年三月十一日喧伝のための立札がたてられたが、「商人入込なし」、翌年四月も「市立人なく売買一切なし」という結果であった。さらに、二年九月十五日、徳山本町で月六度の市（二・六・十二・十六・二十二・二十六日）の復活、同年十一月十二日、富田新町で従来年三回（五月五日・七月十三日・十二月二十四日）の市立てを毎月三回（五・十三・二十四日）の市立てに改めることとなって、開市の積極策が矢継ぎ早に打立てられたのであった。だが、この六斎・三斎市に関する記事が全く見うけられない。

当時の社会状況を数量的に計測する材料の一つとして人口を取上げてみたい。毎年九月に宗門究めが行われる習で史料には間欠的だが、藩主一族を除く家中以下の領内総人数が把握される。管見の限り最古は元禄七年（一六九四）の町在のみの人数二万三二六四人（町方七四九四人、在方一万五六七〇人）である。正徳四年（一七一四）二万九六〇四人、享保十九年（一七三四）三万二八〇三人、元文二年（一七三七）三万四〇八七人と領内総人数は推移してい

る。そして、その後の動きは表8に示すとおりである。延享四年の約四万人というのはやや意外で、これに比したとき宝暦期の停滞が顕著である。

もう一つは、必ずしも客観的材料とはいえないが、ときの脈（危機意識）を測るに十分と考えるものとして藩が音頭をとって執行された五穀成就や除災のさまざまな祈禱がある。より子細には、回数そして祈禱料が把握の度を深めてくれる。それを一覧したのが表9である。二月ないし四月の五穀成就祈禱は毎年行われて定着化していることが判るが、この淵源は延享三年（一七四六）にある。遠石・庄寺の両八幡宮と常禱院<sup>⑭</sup>とが交互に祈禱し、前者の場合、各三俵の計六俵、後者の場合五俵という定着化が見てとれる。ただし、宝暦五年は例外とする。回数上からは四・五・七・八年の四回が多い。祈禱料としては米一〇俵というのが高く四・五・七・九・十年の計五回あり、両八幡宮及び常禱院ではない興元寺<sup>⑮</sup>か建咲院<sup>⑯</sup>が選ばれている。そして銀三枚（五年常禱院）、同五枚（十三年建咲院）というのがある。<sup>⑰</sup> 時期・祈禱料ともに不詳だが、五年夏の江戸浅草慈眼院<sup>⑱</sup>での五穀成就・除虫祈禱が異例である。ちなみに、かの享保の大飢饉時の場合を左に紹介しておく。（日付は指令日）

〔享保十七年〕六月十三日 興元寺・建咲院（料物不詳）

七月十二日 常禱院、料物米五俵

〔享保十八年〕正月二十七日 遠石・庄寺両八幡宮、料物銀各三枚

表8 徳山藩の人口

年号	士分	町方	在方	その他	総人数
延享4	—	—	—	—	39,560
宝暦3	3,972	10,374	22,468	1,177	37,991
宝暦5	—	9,370	26,722	1,264	(37,356)
宝暦6	—	—	—	—	36,789
宝暦11	—	—	—	—	36,878
宝暦12	—	—	—	—	36,473
宝暦13	—	—	—	—	37,647
明和元 (宝暦14)	—	—	—	—	38,135

注) 宝暦3年は「当職所日記」による。ただし原記載には累計に違算がある。

四月二十三日 常禱院、料物米三俵と銀二枚

五月六日 周慶寺<sup>⑨</sup>、料物米三俵と銀二枚

最後に、年末の公定米価(売付米値段)と同大豆価の推移を示しておく(表10)。五十七年、とりわけ五年の高騰が

表9 藩執行の祈禱一覧

年号	期間	目的或は原因	祈禱所	祈禱料
宝曆2	4/22~24	五穀成就	常禱院	米5俵
宝曆3	2/27~晦	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	各米3俵
宝曆4	閏2/下旬	五穀成就	常禱院	米5俵
	7/8~10	夜市・富商・河内・東豊井 村田乃不出米、五穀成就	遠石・庄寺両八幡	各米3俵
	7/18~20	田作癘付	興元寺	米10俵
	7/17~19	雨乞	常禱院	米3俵
宝曆5	3/12~14	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	各米1俵
	6/17~19	田作癘付	建咲院	米10俵
	?	五穀成就・除虫	江戸浅草慈眼院	?
	7/2~4	長雨・五穀成就	常禱院	銀3枚
宝曆6	4/13~15	五穀成就	常禱院	米5俵
	9/4~6	長雨・五穀成就	常禱院	米2俵
宝曆7	3/12~14	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	各米3俵
	5/上旬	雨乞	遠石八幡	米3俵
	5/25~27	田作癘付	興元寺	米10俵
	7/6~8	雨乞	常禱院	米3俵
宝曆8	3/10~12	五穀成就	常禱院	米5俵
	6/22~24	五穀成就	遠石八幡	米5俵
	7/10~12	雨乞	常禱院	米3俵
	7/中旬	雨乞	遠石八幡	米3俵
宝曆9	3/12~14	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	各米3俵
	6/28~7/朔	早植分少々癘付	興元寺	米10俵
	7/11~12	雨乞	常禱院	米5俵
	閏7/朔~5	雨乞	遠石・庄寺両八幡	?
宝曆10	3/7~9	五穀成就	常禱院	米5俵
	6/下旬	田作癘付	興元寺	米10俵
宝曆11	3/13~15	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	?
	7/18~21	雨乞	常禱院	米3俵
	7/末~8/初	雨乞	遠石・庄寺両八幡	各米2俵
宝曆12	4/10~12	五穀成就	常禱院	米5俵
	6/6~12	雨乞	常禱院	?
宝曆13	3/29~4/朔	五穀成就	遠石・庄寺両八幡	米3俵
	4/27~28	蟲物虫付	建咲院	銀5枚

表10 年末の公定米・大豆価  
(銀100目当り、単位:石)

年号	米(指数)	大豆(指数)
宝曆2	1.63(100)	2.75(100)
宝曆3	1.88(87)	2.95(93)
宝曆4	1.48(110)	2.75(100)
宝曆5	0.97(168)	2.2(125)
宝曆6	1.5(109)	2.25(122)
宝曆7	1.6(102)	1.9(145)
宝曆8	1.4(116)	2.7(102)
宝曆9	1.6(102)	?
宝曆10	1.65(99)	2.7(102)
宝曆11	1.66(98)	2.8(98)
宝曆12	1.19(137)	2.4(115)
宝曆13	1.36(120)	2.6(106)

目立つ。

以上からして、宝曆五年の異常を見極めておく要があると思う。「御当職所日記」によると、十月十九日の記事に九月十六日付けの届けとして、同年六月朔・三・十三日の大風洪水の被害状況が砂押入の田三九町余・島一町余、潰家九軒、落井手三〇三か所、土手切れ三五五間、往還崩れ七一間、そして流死者三人(男二人・女一人)と書留められている。

「御蔵本日記」によれば、五月十五日以降六月二十五日まで四〇日間に二六日も降雨のあったことが判り、稀にみる霜雨現象に見舞われた。江戸での異例の祈禱実施もここにあったと考え、先ず間違いない。「御当職所日記」十一月十九日の条には、九月二十九日付けの届けとして八月二十四・二十五日の大風雨被害が、潰家六七四軒、破船九七艘(廻船二・漁船九五)、倒木二一四四本、石垣崩れ二〇二間、道崩れ五九間、高札場七か所・土蔵一か所損壊、そして溺死者三人(いずれも男)と記される。「御蔵本日記」八月二十五日の記事を紹介しておく。

「昨夜暮前より北東風強吹候へ共指而大風ニも可相成気色無之處、九半時より辰巳江廻り今朝七半時迄殊之外烈大風ニ相成二付兩人役中罷出見合候而罷下り候、御家中家之屋根杯も損、御領内町在潰家夥敷其上高汐故磯際損強、御領内廻船他所船破船数拾艘有之由、云々」

まさに祭市開催中の惨事であった。同日記同日の記事に「両芝居之儀は吹潰候」と記される。大芝居は二十六日、

小芝居は二十七日のそれぞれ夜の興行から再開をみたが、小芝居は八月一杯で興行がうち切られているし、大芝居も集客喧伝のため花岡（萩領）・下松辺に「寄せ太鼓打廻り」を企てるにいたっている（九月朔日、花岡は不可の裁決）。<sup>②</sup>

そして、当夏洪水、当秋大風雨の田方損毛高が一万六一一三石余に達したと、「御当職所日記十二月十一日の条に書付けられている。

当宝曆期、萩宗家へ損毛届けの出されなかったのは十三年の僅々一年であり、年を追って記せば二年田方六五七三石余、三年田方二三九〇石余・島方銀九貫八一一匁余、四年田方九〇八四石余、六年田方三二六〇石余・島方一五二六石余、七年田方四〇〇四石余・島方一〇九六石余、八年田方四五二三石余、九年同三七二五石余、十年不明、十一年田方四七〇三石余、十二年同一万六二五五石余（「江府書簡録」など）。

諸町に対し二〇六年まで馳走間別銀が課せられ、五年八月には当用銀二五貫目の上納が命ぜられた。家中に対しても九年九月向う三か年、十二年十月更に向う三か年の馳走米が課せられるなど、藩財政の逼迫は必至なものがあり、大坂商人を頼みとする金策に追われつ放しの状態であった。<sup>③</sup> また、ときの藩主広豊（二七一〇―一七三三）は、男女各二二名にも上る子宝もちで、宝曆期だけで二〇名が誕生、また十二名が夭折（前述のとおり長男広矩の死もある）、八年に二男広寛に家督を譲ったが、下松に隠居所が用意されるなど、物入りが多かったのである。

そして、八年十二月二十四日に延享四年十一月以来のこととして浦運上品目の拡大措置がとられている。新たに対象とされた品目は一六、小豆一石当り銀三分、蕎麦同じく二分、稗同じく一步、酢一樽（五升入）当り三厘、黒和布一丸当り五厘、昆布同じく一分、素麵一〇貫目当り二分五厘、糠一石当り五厘、鯉節一〇連当り二分、串海鼠一〇桁

表11 祭市運上銀高の推移

年号	運上銀高	運上銀高 商い高 ×100
宝曆4	414.189 <sup>a</sup>	1.2
宝曆5	356.13	1.9
宝曆6	326.245	1.7
宝曆7	423.392	3.0
宝曆8	420余	1.3
宝曆10	464.665	1.2
宝曆11	479.805	1.0
宝曆13	325.75	1.2

当り一分、煎海鼠一〇斤当り一分、吉野葛一箱当り二分、菓種一丸当り五分、蜜一樽（二斗入）当り四分、かたち一俵当り三分、小櫃一つ当り五厘。祭市運上取立高の推移は表11のとおりである。延享四年のそれは六二六匁余（商い高比二・三％）、延享年間の平均はおよそ六〇〇目（同じく三・八％）で、当該宝曆期の低調振りが顕著と断定されるのである。

表12は、両芝居立銀落札の実況を明かしたものである。六・七年は請人が現われず、先の延享四年同様「地下請」となっている。

四〇七年のどん底状況の中で捻り出された打開策がいろいろある。四年にまず、大芝居について中座の半畳代徴収が開始される。一四文は高いとして一二文に改められたが、翌年は一四文に定められており、小芝居についても同年八文と定められた。小芝居については八年四文に減額。そして七年、従来、遠石住人は無料で入場が許されていたのであったが、一六文が取立てられることになった。開催地の特権が弱められたわけで、富田古市・徳山権現両祭市が中止となった翌年の危機感の最も募った時期に重なる。一方で、宝曆六年以前の芝居観客動員の中には地下人の数が省かれていることになる。なお、この措置がこの後継続されたかどうかは確認できていない。通常の札銭も前年の大損を考慮して、大芝居四〇文（前年三二文）、小芝居二〇文（前年一七文）の値上げが認められている。「遠石祭市覚」によれば、八

表12 芝居立銀の推移

年号	立銀（米勘算）	落札者
宝曆2	1,156.66 <sup>a</sup> (18.85 <sup>b</sup> )	遠石湊屋利右衛門
宝曆3	756.66 (12.33)	遠石町梅屋彦七
宝曆4	281.699 (5.3)	遠石町坪井屋清兵衛
宝曆5	501.96 (7.43)	遠石町幡辺屋市兵衛
宝曆9	517.87 (7.25)	遠石町市助
宝曆11	671.2 (11.07)	?

注) 宝曆4年の2番札は120目

月十一日請人の申出を全面的に認めた内容に以下のものがある。

「一当年ハ大芝居三方棚廿五軒ニして平地も三仕切ニ調候、棚之儀御構無之、中座勝手次第売申事、尤北南棚巻軒ニ付八拾文つゝ向之方七拾文つゝ、平地上段壹枚百式十文中段九拾六文下段壹枚七拾式文之割方ニして取候通申出候

（中略）

一 小芝居札銭式拾文ニ定被仰付候、棧敷筵代人別六文つゝ取候事」

かくて取立の対象が増やされ、増収が大いに目論まれたことがよく分る。だが大芝居については十六〜二十二日の昼興行に限り棧敷銭の徴収が行われた事実もあり、かつ先述の如くこの年は若殿様の逝去に伴ない目論見は到底果たすことができなかつたわけである。どん底からの離陸は十年から意識されたようである。十一月二十六日の次の記事にそれは読みとれる。

「去年芝居見物も多大体先年之通致繁昌候様ニ相見候処、芝居受方不折相、其上札銭安ク損銀有之由、実ハ尤之筋も有之候へ共見渡之考ニ而ハ已前札銭廿四文定之節見物之人高迎も都合程々見候儀ニ而其時之五百人ハ去年三十文之四百人ニ引合候、毎々芝居之者より高銀ヲ望受方及迷惑候様ニ申立候、勿論一比甚不競氣之節は左様之事も可有之候へ共已前より遠石ニ而ハ四歩六歩分方之引掛ケ有之由ニ候へハ都合成難渋可申事共不相聞、近年ハ已前程之立銀も不出棧敷銭杯之徳分も有之ケ様成勝手筋も有之候へハ強キ損失而已可有之儀ニ不相見候、云々」

三年八月二十一日、両芝居とも開演時間が遅く閉演が深更にまで及ぶ傾向があるとして注意が発せられている。溯る延享元年に、昼興行は八つ限り、夜興行は四つ限りと閉演時間が指示されていた。七年八月八日には棧敷売出しの

時間が定められている。八月十四・十五日は、昼夜とも六つから、十六日以降は昼は朝六つから、夜は昼九つからと、これは開演時間を早めるための措置と考えて差支えあるまい。表6-1に見る通り、大芝居では昼興行が九年に一回うたれたのを最後に十年以降全くうたれなくなっている。小芝居では昼夜拮抗している（表6-2）。考えるに、およその流れとして、大芝居は夜興行、小芝居は昼興行という棲み分けが図られて行ったように映る。

興行の盛衰は、景氣の熱に左右されることはこれまで十分述べた通りである。その一方で忘れてならないのが、舞台に立つ役者達あるいは演目も相当にものを言うことである。前述の如く、地芝居の代表と目される宮市の分徳座（操り人形）では集客し得なかつたのである。やはり上方の芝居、上方の役者が人気を博した。拙稿「徳山遠石の祭市と芝居興行」五四〜五七頁で、その点について若干触れてはいるが、實際を十分に伝えきっていなかつた。元文元年の両芝居と延享四年の小芝居については、原史料をそのまま録上して役者及び囃方の名前まで明らかにしたが、ここで管見で知り得た限りの役者の名前や員数などを全て紹介しておこうと思う。※印は操り人形である。

〔大芝居〕

貞享四年（一六八七）徳太夫

元禄六年（一六九三）小林平太夫（太夫） 計二九名※

元禄七年（一六九四）松本宇太夫※

元禄八年（一六九五）坂田平十郎（座本）・花相三尾介（太夫）・庄左衛門（頭取）

宝永二年（一七〇五）松尾伝左衛門（座本）・竹中亦之助（太夫）・難波三郎右衛門（頭取）・荒木与次兵衛・竹中藤之助・佐渡島長五郎・小出金四郎・高島松之助・竹中藤三郎

宝永三年(一七〇六) 小林平太夫 計三四名(うち女一名) ※

宝永四年(一七〇七) 松尾伝左衛門(座本)・賀茂川常盤(太夫)・松島哥之助・富松三郎左衛門・佐渡島長五郎・  
竹中浅妻・賀茂川野塩・三瀬松尾・岡野伝九郎・古沢近之助・嵐林之允・藤山藤之助

宝永六年(一七〇九) 江戸屋太郎右衛門(座本)・中村吉弥(太夫)・西川喜世野・中村品之介・泉川吟之助・嵐定  
之介・藤本竜田

宝永七年(一七一〇) 中村松之助

正徳元年(一七一) 江戸屋太郎右衛門(座本)・中村吉弥(太夫)・杉村藤四郎(頭取)・津川主膳(子役)・泉川  
吟之助(同)・津川庄太夫(同)

正徳三年(一七二三) 布屋吉右衛門(座本)・藤島林之丞(太夫)・杉村藤四郎(頭取)・袖岡竹五郎(子役)・嵐三  
五良(同)

享保三年(一七一八) 布屋吉右衛門(座本)・藤島林之丞(太夫)・杉村藤四郎(頭取)

享保七年(一七二二) 計五一名(うち子供二名)

享保八年(一七二三) 西川喜代野(座本)・西川千代(太夫)・山本勝右衛門・山下半左衛門・坂田与市・辰川重蔵  
計三五名

享保十年(一七二五) 山本四郎右衛門・瀧井勝太夫・喜世川金山・小島梅三郎・嵐常里・瀧川重松・瀧川斎宮・瀧  
川紋太郎・竹島善次郎・玉川元三郎・姉川萬作・若山平蔵・桐野谷藤九郎・雲波辰弥・小島  
竹之介・小島大吉・市川民五郎・瀧井千菊・山下九二八・藤岡政右衛門・勝山大十郎・小島

喜十郎 計四名

享保十二年(一七二七) 計四名

享保十四年(一七二九) 鶴川小伝次(座本)・都川妻里・染川彦太郎・鶴川千之助・竹島十五郎・坂東又三郎・藤井花  
千代・尾川城太郎・松島哥松・村山島之助・竹島重次郎・鶴川小三郎・染川万太郎・村山綾  
之助・中村音重郎・松島千代崎・沢村勘十郎・桜山金重郎・染川重郎兵衛・神山藤三郎・佐  
渡島伝蔵・口山新五郎・佐野川藤五郎・桐野谷新五・笹川平七 計四〇名

享保十七年(一七三二) 西村権左衛門(座本)・浅田幾之助・村山島之助・芳沢亀三郎・村山妻桐・上村作弥・浅田大  
吉・尾河市太郎・村山綾之助・瀧井和五郎・村山卷右衛門・大森四郎治・金沢彦五郎・柴崎  
半三郎・瀧井常世・葛城九十郎・佐川文五郎・竹島幸左衛門・荻野七三郎・桐の谷平八・松  
野音五郎・藤川彦四郎・神山大五郎・萩野谷権七・喜七(子役)・山村庄左衛門(小哥)・葛  
城金五郎(同)・玉川金八(三味線)・京屋小三郎(同) 計四五名

享保十九年(一七三四) 小島千代之助・小島半弥・小島竹之允・小島小太郎(女形)・芳沢政五郎(立役)・小島幾松・  
小島伊三郎・市川藤七・中村正蔵・袖岡喜重郎・佐川文蔵・喜瀬川長太夫・竹中大三郎・市  
川源左衛門・嵐小菊・原田仙左衛門・市野屋新九郎・市野屋虎松・坂東音重郎・姉川三十郎・  
中山九蔵・津川哥門・小島桐妻・吉田宗助

元文元年(一七三六) 市村四郎治(座本)・大黒屋小五郎(太夫)・坂田高崎(若女形)・森田小三郎(立役)・大谷  
八五郎(同)・三萩菊次郎(同)・神山彦四郎(同)・桐野屋藤七(同)・竹島万世(同)・大島

九重郎(同)・藤田七五郎(同)・竹島哥野(同)・姉川猶九郎(同)・大島万九郎(同)・大島常之介(同)・大森四郎十郎(同)・稻合吉五郎(同)・音羽次郎三郎(同)・中村善九郎(同)・竹島早夜之介(若女形)・坂田市太郎(同)・竹中多門(同)・大島門之助(同)・大島式部(同)・竹島金十郎(敵役)・笹尾清六(小哥)・芳沢松世(同)・笹尾喜十郎(同)・玉木文左衛門(同)・三秋吉三郎(若衆形)・西国兵内(道外)・多沢権三郎(長哥)・坂田菊江(同)・玉木哥仙(花車)・明石屋八郎兵衛(三味線)・笹尾岩次郎(子役)・市村竹右衛門(立役)・小野屋平七(同)・竹本久米太夫(浄瑠璃)・筒井吉右衛門(笛)・鶴沢友八(三味線)・戸田甚藏

元文二年(一七三七) 計五九名

元文三年(一七三八) 生島柏崎(座本)・生島哥仙(太夫)・富岡団藏(頭取)・荻野梅之助・生島十吉・浅田萬太郎・花桐友枝・市川三之助・三尾木万四郎・生島千菊・市川姫松・嵐松代・生島哥門・西川吉五郎・浅田若松・嵐七三郎・姉川仙五郎・富沢宇平次・染川十郎兵衛・花桐門太郎・早川清藏・生島花柏・十川嘉四郎・松島吉太郎・生島重四郎・大谷広八・生島新治郎・生島二郎三郎・坂東彦重郎・陸奥豊大夫(浄瑠璃)・鶴沢利八(三味線)

元文五年(一七四〇) 浅尾庄松(座本)・生島哥仙(太夫)・坂田亀之助・西川辰弥・生島十吉・豊松菊三郎・生島万吉・亀山万世・亀山千世・豊松菊之丞・生島千菊・西川嘉門・坂田万太郎・西川尾上・岩井哥次郎・中村小十郎・村山四郎十郎・富沢半藏・中村与市・荻野瀧三郎・中松長四郎・坂東小三郎・市山大五郎・市川団四郎・亀山市太郎・榊山染五郎・安達伴藏・豊松菊三郎・山

中文次郎・民島勘藏・生島新次郎・市川助十郎・竹本三代大夫(浄瑠璃)・竹沢惣八(三味線) 計五六名

寛保元年(一七四一) 筑前より計四六名

寛保三年(一七四三) 生島柏崎(座本)

延享三年(一七四六) 分徳奎之丞(座本) ※

延享四年(一七四七) 荻野歌文(座本)・荻野庄松(大夫)・笹尾十郎兵衛(頭取)・荻野幾世(若女形)・荻野小松(同)・荻野幾松(同)・玉川竹三郎(同)・荻野吉弥(同)・玉川常松(同)・荻野八重菊(同)・荻野かそん(同)・嵐あつま(同)・筒井はるも(同)・山下花菊(若郎形)・玉川常吉(同)・山下松太郎(同)・中村竹三郎(同)・荻野吉作(同)・市川長十郎(立役)・姉川新藏(同)・中山清藏(同)・沢村十次郎(同)・藤田小平次(同)・沢村宗五郎(同)・沢村彦五郎(同)・市山作十郎(同)・中村源藏(同)・市川大藏(同)・古川茂八(同)・沢村春五郎(宥惣)・中村島五郎・桐野や藤九郎・中村萬平(口上)・玉川権十郎(長哥)・竹中音八・片岡龍藏(親父方)・外山袖之助(花車方)・松島茂十郎(道下)・竹本権大夫(浄瑠璃)・鶴沢庄七(三味線)・杵屋文四郎・大島庄七・中村平兵衛(笛)・小林喜三郎(鞆)・森田庄藏(大鼓)

宝曆二年(一七五二) 姉川新太郎(座本)・姉川萬治郎・嵐門三郎・姉川湊・姉川万太郎・姉川外山・姉川岩音・姉川袖之助・姉川薫次郎・姉川作弥・染川九十郎・生島四郎五郎・山下七五郎・民谷半九郎・姉川大五郎・姉川金藏・姉川のしを・生島十四郎・嵐三五郎・姉川幾代・笹尾七郎兵衛・桐

島宗十郎・姉川梅之助・姉川井筒・坂田文蔵・生島伊八 計四六名

宝曆五年（一七五五） 姉川新四郎

宝曆八年（一七五八） 中村鶴蔵・姉川新太郎 計四八名

〔小芝居〕

元禄六年（一六九三） 万太夫（太夫）・龍之介 計二名

元禄七年（一六九四） 川島鞠貞

宝永三年（一七〇六） 川島八太夫 計二五名

享保七年（一七二二） 計二三名（うち子供一名）

享保八年（一七二三） 京屋平右衛門（座本）

元文元年（一七三六） 笠屋伊右衛門（座本）・桜川富之介（太夫）・桜川金さん（若女形）・桜川友五郎（同）・市山

長七（立役）・桜川藤四郎（同）・嵐小平次（敵役）・桜川もしほ（若女形）・桜川小さらし（同）・

南北新八（道下）・野口甚七（花車）・浜松仙太夫（浄瑠璃）・野沢善七（三味線）・浜松難波

（小哥）・嵐善八（同）・桜山伝八（囃）・高崎兵右衛門（同）

元文四年（一七三九） 計二三名

寛保元年（一七四一） 筑前より計一八名

延享四年（一七四七） 竹田丹治（座本）・平八（頭取）・竹田萬徳（立役）・竹田次郎吉（同）・竹田幾松（同）・竹田

万助（同）・竹田喜天（同）・竹田千徳（敵役）・竹田小次郎（同）・竹田宇之助（同）・竹田林  
松（女形）・竹田重助（同）・竹田定之助（同）・竹田勘十郎（道外）・戸市（哥）・喜八（同）・  
藤四郎（三味線）・平七（同）・平八（笛）・天四郎（大鼓）・八郎兵衛（小鼓）・庄左衛門（太  
鼓）・竹田市六（細工人）・竹田平治（同）・竹田勘治（同）・竹田平助（同）・竹田三治（同）・  
忠兵衛（大工棟梁）・山本半太夫（浄瑠璃太夫）・宮小路佐賀太夫（浄瑠璃）・宮古路兼太夫  
（同）・竹本仲太夫（同ワキ）・鶴沢藤四郎（三味線）・竹沢平七（同）

宝曆二年（一七五二） 榊山七五郎（座本）

宝曆三年（一七五三） 豊前中津の松屋梅松

宝曆五年（一七五五） 分徳座

宝曆七年（一七五七） 中村喜代十郎（座本） ↓市原音右衛門（座本） 計一七名（※八月二十六日から交替）

宝曆九年（一七五九） 柳井の竹本喜大夫応援

宝曆十一年（一七六一） 中村新助（座本）

野島寿三郎編『歌舞伎人名辞典』（日外アソシエーツ、一九八八年刊）に載る役者は、大芝居の浅尾庄松（元文五年）  
と生島柏崎（元文三年と寛保三年）の兩名（ともに若女形として活躍）に限られている。活躍時期が浅尾庄松で享保  
十七年（一七三二）から同二十年、生島柏崎で宝永三年（一七〇六）から享保二年（一七一七）とされる。安芸殿島  
の六月祭市で役者の招致が決定され、上方の役者が多く来演したわけである<sup>22</sup>が、当代人気者が集まったわけではな

かつたようである。しかも、「地方興行における……芸団の構成メンバーは流動的であった」との神田由築氏の指摘<sup>23</sup>も十分承知する必要がある。なお、享保期以降、大芝居―歌舞伎、小芝居―人形浄瑠璃にほぼ固定化し<sup>24</sup>、大芝居の観客動員優勢が定着化するのであるが、当該期では三年に拮抗が、十一・十三年には逆転現象が見られる（表6―1・2）。不振の延享期前後では、地芝居に頼らざるを得なかったという事由がはっきりしているが、三・十一・十三年いずれも大芝居は平年通り蔵島で来演の決定を見ており判断に苦しむ。むしろ小芝居の当当自营と見るべきであろうが、史料不足で十分承知し得ない。

大芝居の役者たちが演じた外題が若干判明するので併せて紹介しておく。ただし、これはいずれも上覧、つまり御館に招かれての外題である。

享保八年（一七二三）八月十七日 源平勢八島・傾城浮名里

享保十年（一七二五）八月二十二日 福德金の聳入・当摩（絶間カ）中将姫・傾城雲雀山・八百年忌・女武者鎌倉

評記・子宝鎧曾我

享保十二年（一七二七）八月二十三日 神功皇后諫太鼓・傾城三階松・御堂前敵討・業平三百五拾年来七小町

享保十四年（一七二九）八月十八日 富士浅間伝授楽・新田梅北條桜・雪見酒近江源氏

八月二十六日 後三年奥州軍記・加賀国篠原合戦

享保十七年（一七三二）八月二十四日 赤沢山伊東伝記・鬼一法眼三略巻・相撲入道千足犬

享保十九年（一七三四）八月二十五日 曾我大磯染・莠伶人東ひなかつ・加賀国篠原合戦

元文元年（一七三六）八月二十三日 女舞鶴・信州川中島・相撲入道千足犬

元文三年（一七三八）八月二十四日 巖流島敵討・行平磯馴松・傾城十二段

元文五年（一七四〇）八月二十七日 鷗山姫捨松・曾我千貫樋・平仮名盛衰記

宝暦二年（一七五二）九月三日 御所桜堀川夜討・一ノ谷嫩軍記・石橋獅子物狂ひ

宝暦八年（一七五八）八月二十四日 祇園祭礼信長記・愛護稚名歌勝鬨

野島寿三郎編『歌舞伎・浄瑠璃外題事典』（日外アソシエーツ、一九九一年刊）に照会すると、載らぬ外題も多分にあるが、例えば享保十四・十九年上演の「加賀国篠原合戦」は同十三年京都初演、同十七・元文元年上演の「相撲入道千足犬」は正徳四年大坂初演、元文五年の「平仮名盛衰記」は同四年京都初演、宝暦二年「一谷嫩軍記」は同年江戸初演である。なお、役者招館の頻度が時経るにつれ少なくなっているが、その事由は論をまたぬであろう。<sup>25</sup> 一方で逆に「お忍び見物」の度が増している。五代藩主広豊の次男求馬（のちの六代藩主広寛）は三年三回、四年二回、五年三回、六年一回、同七男相馬は九年一回、同長男広矩（宝暦七年没）の母常子は十一年二回、十二年一回、十三年五回の実行が確かめられる。

最後に、二年以来認められることになった旅茶屋について少し触れておく。設置も一軒に限定され、往来から自立たぬことなどの条件がついていたが、七年には「表向上下部取」が許されている。<sup>26</sup> そして十三年八月十七日の記事に「上関より罷越旅茶屋飯米十俵持参」などとあって、旅茶屋は上関（萩藩領熊毛宰判）から出張して経営されていたことがわかるのである。上関は、下関、中関に対せられる古い浦で当時諸廻船の出入り繁く、御茶屋が設けられて朝鮮信使や長崎奉行、諸大名の客館として利用された土地柄である。旅茶屋の実態は後年をまたないと明らかにならない。



〔注〕

- ① 「山口県史研究」第三号(平成七年三月十五日山口県発行)。
- ② 遠石は元、山城国石清水八幡宮の社領であり、その別宮として設けられたのが遠石八幡宮である。当時、遠石は徳山の東端の支村で、山陽道の宿駅の一つ、戸数八三軒(町方七二軒、地方一軒)、人数三七五人(町方三三八人、地方三七人)を数えた(寛延三年遠石村石高由来書)つまり「防長地下上申」。
- ③ 「元文五年富田村石高付境自由来書」、つまり「防長地下上申」による。
- ④ ③に同じ。
- ⑤ 文化三年書上げによる。が、元文五年書上げでは「古事来歴 随成儀無御座候」という(「防長寺社由来」)。
- ⑥ 拙稿「徳山遠石の祭市と芝居興行」(「山口県史研究」第三号)四六頁。
- ⑦ 当館架蔵の毛利家文庫(絵図)や地下上申絵図(村明細図とも、十八世紀中頃の製作)などを窺うに、芝居小屋の如き書込みは認められない。なお、当一座の存在は、古くは元禄十一年(二六九八)に確認できる。「山口御行歩一巻」(毛利家文庫・巡見事)九月十五日の条に、ときの藩主毛利吉広が滞留中の山口御茶屋にこの一座(大夫吉岡紀明、座本分徳十郎兵衛)一九人を招いて頼朝伊豆日記・祝賀楽平太敵討の二題を観覧し、銀五枚を遣わしたことが記される。さらに同十三年九月十一日にも同様に招いたことが同じく「山口御行歩一巻」に書留められている。
- ⑧ 大分県中津市の北原に今も人形芝居が伝承され(大分県指定無形民俗文化財)、中世にまで溯る伝統をもっており、人形芝居のみならず歌舞伎役者も加わって「中津大芝居」と銘うったという。管見では、宝暦三年遠石小芝居の舞台を踏んだほか、享保十九年飛地の奈古で興行したこと(注⑩参照)がわかる。
- ⑨ この頃の士分の数を押さえた史料に「御当職所日記」宝暦三年九月の宗門究めの数字がある。それによると、女子も含め総数三九七二人である。
- ⑩ 宝暦四年、吉川十太夫一座は権現祭市のと島田市(現光市)に転じ、十九日夜から興行することになった事実がある(九月

十四日の条)。なお、島田市の初日は九月十四日であったから請け入れの座本が見つからなかったものらしい。

- ⑪ 請本の勘定帳類があれば一目瞭然であろうが、見出し得ない。そこで、やや時期を遡るが、利益を分配した話を参考のため紹介しておこうと思う。ところは飛地の日本海に面した奈古(現阿武町)での話。この浦を代表する浄土宗法積寺が造営料捻出のため通掛りの操り芝居興行を企画した。享保十九年(一七三四)三月、操り一座の往来がないため「子共真似形歌舞伎」に声かけて開催にこぎつけた。「代官所日記」三月十八日の項にこう記されている。「弥豊前中津より参候子共仕形芝居履、酒屋助右エ門裏通り明地へ芝居掛、廿日頃より興行仕候」と。そして四月十七日の項に、一昨日閉幕、札銭上り高が銀二貫二五匁、半置延代が銀二八〇目、総収入二貫三〇五匁、支出を差引いた残りを法積寺一三〇目、浦方一五〇目に配当したとある。
- ⑫ 売付米とは、蔵入米のうち町在へ割付けられて売却される米のことで、売付米値段とは徳山藩での公定米価に相当する。
- ⑬ 拙稿「徳山遠石の祭市と芝居興行」六四頁。

- ⑭ 徳山村にあり、真言宗、山号は周徳山、藩の祈禱寺として元禄十二年(一六九九)建立、翌年京都仁和寺の末寺となる。
- ⑮ 徳山村にあり、曹洞宗、山号は万徳山、十六世紀後半杉氏の菩提所として開基、ときの寺領五〇石。
- ⑯ 富田村にあり、曹洞宗、山号は富田山、十六世紀半ば陶氏の菩提所として開基、ときの寺領八石に過ぎないが一一の末寺を抱える。
- ⑰ 銀一枚||銀四三匁とされるから、銀三枚・五枚を当時の米に勘算すると一石九斗一升・二石五斗六升、一俵||四斗四升として四・三俵と五・八俵になる。
- ⑱ 毛利家文庫(絵図七三)(寛政元年)分間江戸大絵図に浅草寺の西手、寺々の林立する中、「本カク寺」と「光感寺」との間「慈眼寺」と表記されるのが該当すると思われるが、これ以外管見では把握し得ない。
- ⑲ 西豊井村(下松)にあり、浄土宗、山号は麟祥山、寺号は徳山藩初代藩主毛利就隆の母(毛利輝元室)の戒名にちなむ、寺領は五〇石。

⑳ 他領への越境による芝居見物などは厳禁であった。湖る享保・元文期、飛地奈古での芝居興行実施に際して萩領民に見物禁止令が度々出されている（毛利家文庫「二十八冊御書付」）し、宝曆十三年遠石と目と鼻の先の萩領櫛ヶ浜で芝居興行が始まるに於いて徳山領民の見物が禁止されている。

事由で実施した旨のことが「江府書簡録」に窺われる。実際の儉約の度合より、見物そのものの行為が斟酌されたものと考えらる。

㉔ 「遠石祭市寛」宝曆七年の項。「徳山市市史料」中巻（昭和四十一年徳山市役所発行）六七五頁。

㉑ 例えば二年の段階で、以下のような記述が見出される。「当春御借銀いづれも時借り之趣ニ候故稠敷催促近頃日々金先より詰掛催促及候、右借金当月末より七月未進之内御返弁約束之借金高千六百両少々、云々」（「江府書簡録」二年六月二十七日）。

㉒ 拙稿「徳山遠石の祭市と芝居興行」五四頁。

㉓ 「近世芸能興行の『場』の形成と展開——瀬戸内海地域をめぐって——」（一九九四年部落問題研究所「身分的周縁」所載）。

㉔ 宝曆七年の小芝居は歌舞伎、また大当たりした延享四年は「大からくり」であった。

㉕ 二年九月三日の招館は、喜代姫（五代藩主毛利広豊の六女で元文二年生れ）のお忍び見物所望に対し、御仕組中だからとの